紙製品以外(プラスチック等)の容器・資材の使用届出書

令和6年 月 日

出店者 I D番号	
※事務局使用欄	

	紙製品以外の容器・資 材を使用する商品名 (出店品目から記載)	使用する容器・資 材の種類 (例:硬質プラスチック)	使用しなければならない理由 (該当するものに○を付ける)
1			1 店舗等で製造したものをそのまま販売 2 商品の性質上必要 3 その他()
2			1 店舗等で製造したものをそのまま販売 2 商品の性質上必要 3 その他()
3			1 店舗等で製造したものをそのまま販売 2 商品の性質上必要 3 その他()
4			1 店舗等で製造したものをそのまま販売 2 商品の性質上必要 3 その他()
5			1 店舗等で製造したものをそのまま販売2 商品の性質上必要3 その他()

- ※元気ッス!へきなんは脱プラスチックを推進しています。飲食物の販売の際に、環境に配慮し、なるべく紙や木等の燃やすことのできる容器、バイオプラスチック等の使用にご協力ください。
- ※事前に届出のなかった品目については、プラスチック等を使用した容器での販売 を認めません。
- ※店舗等で製造・包装する場合でも、ビニール袋や耐油・耐水の紙容器を使用するなど、燃えないゴミの削減にできる限りご協力ください。
- ※発泡トレイ・プラスチックの使用削減に協力いただいた店舗は、当日のガイドマップや場内放送等でPRをさせていただく予定です。
- ※飲み物等を缶やビン、ペットボトルのままで販売することは禁止します。 (必ずコップに注いで販売を行ってください)